

令和7年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和7年3月4日（火曜日）

議事日程 第1号

令和7年3月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 5号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第 8号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第 9号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第11号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算
- 日程第18 議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 令和7年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算

- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 工事請負変更契約の締結について
日程第 2 5 議案第 2 0 号 財産の取得について
日程第 2 6 議案第 2 1 号 町道路線の廃止について
日程第 2 7 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
日程第 2 8 議案第 2 3 号 町道路線の変更について
日程第 2 9 議案第 2 4 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○表彰の伝達

◇副議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。

本日は、開議に先立ちまして、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

去る2月14日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、石内國雄議長に全国町村議会議長会自治功労者表彰が授与されましたので、ここでその表彰状の伝達を行いたいと思います。

石内議長、演台の前にお進みください。

〔議長 石内國雄君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

群馬県玉村町 石内 國雄 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた

その功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和7年2月5日

全国町村議会議長会会長 渡 部 孝 樹

〔拍 手〕

◇副議長（新井賢次君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました石内議長よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔議長 石内國雄君登壇〕

◇議長（石内國雄君） 皆さん、おはようございます。このたびは全国議長会のほうから功労者表彰ということで頂きました。議員を15年やりますとこの表彰を頂けるということで、皆様のおかげでそろそろ15年になるという形でございます。今後も町民の方、または町のために議員の皆様と一緒に、共々に一生懸命努力していきたいと思っております。今後ともぜひよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

◇副議長（新井賢次君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

石内議長におかれましては、玉村町議会議長として、また群馬県町村議会議長会会長としての重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上げます。今後とも、議会のさらなる充実のため、公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



◇副議長（新井賢次君） 暫時休憩します。

午前9時2分休憩

午前9時2分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 改めまして、おはようございます。

令和7年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

令和7年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年度末を控え、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、令和7年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から令和7年度の玉村町町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いしております。

また、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調管理、感染症対策にも十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○開会・開議

午前9時4分開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番羽鳥光博議員、2番堀越真由子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和7年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月19日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、23議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、陳情の付託を行います。

続いて、町長から令和7年度の施政方針が示されます。

次に、議案第2号から議案第6号までの条例の一部改正等に関する5議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第7号から議案第11号までの令和6年度補正予算関係5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第12号から議案第18号まで令和7年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第19号から議案第24号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、事務整理のため休会といたします。

日程3日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程4日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程 8 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 5 人です。

日程 9 日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入・歳出質疑が行われます。

日程 10 日目は、中学校の卒業式のため休会といたします。

日程 11 日目は、予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入・歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程 12 日目、13 日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 14 日目、15 日目は、事務整理のため休会といたします。

日程 16 日目は、最終日となり、午前 11 時から議会運営委員会が開催され、午後 1 時 30 分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第 12 号から議案第 18 号までの 7 議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各常任委員長より開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 7 年玉村町議会第 1 回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 3 月 19 日までの 16 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。

○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和7年2月6日木曜日、午前10時から11時40分。

視察地は、栃木県鹿沼市になります。

調査事項、多文化共生社会の実現に向けた取組について、多文化共生コミュニティセンター『コミュニテ』の視察を行いました。

出席委員、随行者、対応者につきましては御覧になったとおりでございます。

調査経過です。まず、鹿沼市についてですが、鹿沼市は面積が490.64平方キロメートルで、首都東京からおよそ100キロ、北関東の中央部に位置しています。栃木県の中でも県央西部にあり、圏域の北部は国際観光地の日光に隣接し、南東部には東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジがあり、近接して北関東自動車道が走っております。また、県都宇都宮市に隣接し、東北新幹線との連携なんかも容易な位置にある。市内には、東武日光線とJR日光線が通り、いずれも東京までの所要時間は約80分であり、広域交通の要衝として高い地理的優位性を有している。

市内の約7割は森林で覆われており、西北部の奥深い山々を源として大芦川、荒井川、栗野川、思川、永野川が、日光方面からは黒川が南流しております。西北部の奥深い山々と、その山々を源流とする幾筋もの河川は、山と高原、清流と溪谷という特色ある美しい景観をなし、前日光県立自然公園を形成しております。

市街地は、鹿沼地域では黒川の河川低地と東部高台に、栗野地域では思川と栗野川が合流する平地に形成をされております。市の概要といたしまして、その表を御覧いただければと思います。外国人住民数でございますが、鹿沼市については1,718人、人口率からいきますと1.89%、玉村町は3万5,637人で4%ということで、鹿沼市の約2%を外国人住民数が超えているというような現状です。財政状況につきましては御覧いただければと思います。

調査項目です。多文化共生社会の実現に向けた取組について、鹿沼市議会事務局を通して、担当部署である鹿沼市市民部協働のまちづくり課及び鹿沼市国際交流協会の視察を行いました。まず、鹿沼市協働のまちづくり課からのご説明がありました。鹿沼市及び市内の外国人住民数というところで、こちらもそうなのですが、鹿沼市の人口も減少で推移しており、その一方外国人の住民数は増加で推移をしているというような現状です。

2番目、第1期かぬま多文化共生プラン、これが2011年に策定をされております。鹿沼市の人口の約1%が外国人住民となり、外国人住民の問題は市政全体に関わることであり、外国人住民も日本人住民と同じ生活者、地域住民であるという視点や認識を持つことが重要と考え、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを推進するために策定をされたものです。外国人の増加、定住化により、同じ市民であり、地域の担い手になること、外国人が住みやすいまちは誰もが住みやすいまちであることが、多文化共生の重要性であるということをご説明がありました。多文化共生が目指す社会、これは違いを受け、共に変化していくことこそ多文化共生であるというご説明がありました。

そして、現在の計画ですけれども、第3期かぬま多文化共生プラン、2022年に策定をされております。3期となるかぬま多文化共生プランには「よりそう心 つながる共生・協働のまちかぬま」を基本理念に、全52事業の基本施策として取り組んでおります。市町村を含み、全自治体のうち単独で多文化共生プランを作成しているのは157団体、9%のみという形になっております。

プランにつきましては、市役所だけの計画ではなく、実施主体及び連携する関係機関や団体の役割を明確化し、推進委員会で継続してプランの進行管理を毎年行っておるそうでございます。プランの中でも重要事業を7事業に定め、事業を推進しております。その中で鹿沼市の課題としては、外国人住民及び直接関わる市民のニーズの把握、プラン作成後の市内体制の整備、外国人住民の定住化、高齢化に対する施策の検討、外国人住民が支援されるだけでなく、地域の担い手として活躍できるまちづくり等のことが現在課題ということでございます。

その後、鹿沼市国際交流協会からのお話がありました。鹿沼市国際交流協会の事業ですが、多言語版広報かぬまやごみの分別法を多言語で作成し、情報提供事業や外国人相談、日本語教室、日本語支援、外国語教室、地域の料理教室などの学びの場の提供、ワールドフェスティバルやプチワールドマーケットなどの交流の場の提供を行っているということです。それぞれの立場でできることで仲間を増やし、1人ではなく、みんなで取り組んでいけば、地域の多文化共生も推進につながっていくというようにお話がありました。

考察です。今回栃木県鹿沼市において、多文化共生社会実現に向けた取組について調査を行い、実際に国際交流協会の場所があります多文化共生コミュニティセンター『コミュニーテ』を現地視察させていただきました。そして、鹿沼市から多文化共生社会の実現を目指した取組の課題、今後についての説明を受けました。

委員からは、早い段階での多文化共生の取組の経緯、国際交流協会に対しての行政としての支援、永住資格がある方とない方で地域課題や社会課題の違い、多文化共生の取組で日常生活に変化があったかなどの質問があり、当町としての取組の早急な検討などの意見がありました。

当委員会としては多文化共生について、当町としても外国人人口が約4.4%と増加しており、関係機関や企業、団体を含め、玉村町としてもプラン作成について検討するとともに、共同で生活するまちづくりに向けて取り組んでいくことを期待します。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了します。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 民生文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

お手元の資料でございますけれども、本委員会の所管事務調査の結果、下記のとおり会議規則第

77条の規定により報告いたします。

令和7年1月28日火曜日9時から9時55分。

場所は全員協議会室です。

1月28日、委員全員参加の下、所管する税務課の当面の課題について調査いたしましたので、報告いたします。

調査項目は、玉村町国民健康保険税の税率改正及び町税の収納率向上対策についてでございます。

初めに、国民健康保険税率の改正についてでございますが、これまで基礎課税分4方式を4月1日から3方式、資産割をなくすものでございます。後期高齢者支援金等分、介護納付金分につきましては、現行改正後、その差につきましては資料のとおりでございます。

具体的に税率改正に伴う国保税の試算を税務課から提示を受けました。事例を紹介させていただきます。事例1は2人世帯、年金所得世帯でございます。男性へ年金収入が280万円、女性収入はゼロ、現行は医療、支援、介護分合わせて22万7,400円のところ、改正後、その差額が3万1,600円増加ということでございます。

事例2は4人世帯で、事業所得世帯でございます。男性の事業所得が300万円、給与収入430万円相当、女性は収入ゼロ、子供が2人いらっしゃいます、18歳未満。結果でございますけれども、現行改正後に比して差額が6万1,800円の増加となります。

事例3は2人世帯、不動産所得世帯でございます。男性、不動産所得が300万円、女性は収入ゼロ、現行改正後の差額は5,500円増加ということでございます。

事例4は1人世帯、低所得世帯で7割軽減後というふうなことで、男性の所得が40万円、現行改正後の差額が3,500円の上昇。

事例5は1人世帯ですけれども、低所得世帯ということで5割軽減で、所得が70万円の事例でございます。これにつきましても、現行改正後の差額が8,100円の増加。

事例6は1人世帯、低所得世帯で2割軽減で所得が95万円、現行改正後差額が1万3,800円ということで、事例全てにおきまして4月1日からの税率改正に伴いまして増加というふうな結果となりました。

次に、町税の収納率向上対策についてでございます。令和6年度徴収対策につきましても、税務課の基本的な取組といたしまして調査したところ、与えられた自力執行権を行使して徹底した財産調査の実施と速やかな滞納処分の実行により、税の公平性を実現し、歳入の確保を図る。

(イ)の現年度に対する取組といたしまして、現年度についてはうっかりして納付を忘れた人がほとんどであるが、滞納癖がつくことにより長期、過大な滞納案件となることがないように、督促及びなるべく早期の段階での催告書の送付を実施し、納付忘れを知らせて自主納付を促す。

具体的には、令和5年度の町県民税4期及び国保税8期の滞納者へ4月末に催告書を送付し、5月末の出納閉鎖前までに納付に導き、令和5年度の収納率向上に努めたと。令和6年度の固定資産税1期、

軽自動車税及び町県民税1期の納期限後、督促状の発送を経て、一、二か月後である7月末に一斉催告書を送付し、また年度半期後の10月末及び年度末の2月末の合計3回、一斉催告書の送付を行う。催告書の期限を過ぎて納付連絡がないものについては、差押え可能な財産がある場合は速やかに差押えを執行することにより、滞納の芽を早期に摘み、納期内納税者に導くということをございまして、令和6年度の一斉催告書発送実績につきましましては、1月28日時点で記載のとおりでございます。

(3)、滞納繰越に対する取組につきましましては、定期滞納による高額困難案件も含め、多方面にわたり徹底した財産調査や実態調査を行い、徴収するか、滞納処分の執行を停止するかを見極めていく。財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合には速やかに滞納処分を執行する。差押え可能な財産がない場合、滞納処分により著しく生活を困窮させる場合、財産及び所在が不明な場合には、滞納処分の執行を停止する。納税相談につきましましては、納付書、督促状、催告書の発送など、納税相談の連絡をしてきた者について納期内に納められない事情を聴取し、納期限後であっても速やかな納付を促し、やむを得ず分割納付の希望がある場合には、どのように納付していくかの相談を受ける。以降から納期内納付となるよう促す。また、収入、生活状況の聞き取りにより、生活困窮が疑われる場合には福祉担当へつなぐなどの連携を図っているということをございまして。

過去5年間の収納率推移につきましましては、現年分につきまして、令和5年度は99.48%というふうなことで、前年に比して上昇、滞納繰越分の収納につきましても前年の令和4年度に比して46.21%で上昇傾向、6年度の市町村税の徴収実績に関する調べということで、令和6年9月末現在、現年度と滞納繰越分を合わせたものをございまして。国保税を除いて県下35市町村中、徴収率は上位6番ということで、62.40%で5.21%の上昇となっております。

今度は現年度分でございます。これにつきましましては、7番目ということで県下35市町村中、徴収割合は62.81%で、前年度に比して5.15%の上昇というふうなことでございます。

滞納繰越分につきましましては、非常に滞納繰越分の徴収は難しいところでございますけれども、玉村町は35市町村中、収入割合はトップということで、本年度30.83%で前年度比6.41%という実績結果が示されました。

課題といたしましては、町税の収納率向上対策につきまして、徴収事務の職員数が足りない。現員4人で、通常の納税相談と財産等の調査を行って、できる限りの徴収努力をしているが、長期滞納による高額困難案件を徹底した調査等に基づき専門的に深く掘り下げて滞納を解消し、税収確保を図ることは難しいということをございまして。

今後の運営につきましましては、今後も収納率を低下させることなく日々の徴収業務を粛々と着実にこなし、さらなる向上を目指し、業務に励んでいきたいと。

考察といたしまして、税務課から国民健康保険税の税率改正及び町税の収納率向上対策について説明が行われ、課題と今後の運営についての説明があった。委員からは、令和6年の徴収実績のほか、市町村比較、生活保護並みの生活状況世帯への徴収に際し、福祉課サイドとの連携実施、所在不明者

このたび石内國雄議長におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者表彰を受賞されました。長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝い申し上げます。誠にめでとうございます。今後ともますますご活躍されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

さて、去る1月で阪神・淡路大震災から30年が経過し、3月11日には東日本大震災から14年を迎えます。また、能登半島地震からも1年余りが経過しました。これらの震災は、甚大な被害をもたらし、被災された方々の心に深い傷を残しました。そして、今なお多くの方々がその影響に苦しんでおられることを忘れてはなりません。これらの震災がもたらした教訓を過去のものとせず、それらを未来に向けて生かして防災・減災に取り組むことが、私たちに求められている課題であると考え、これからも災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

それでは、令和7年度施政方針を申し上げます。

令和7年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和7年度の町政運営に対する方針及び予算の大要について所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私が町長として町政を担わせていただいてから、6年目の春を迎えようとしております。この間、公立小中学校の給食費無償化をはじめ、こども家庭センターの設置、デマンド乗合タクシー「たまGO」の導入、消防団の再編を含めた地域防災力の強化、高崎・玉村スマートIC北地区工業団地の開発等、第6次玉村町総合計画における町が目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現するため、町民の皆様と一歩ずつ、そして着実に歩みを進めてまいりました。

引き続き、待機児童ゼロを目指した民間保育所の誘致、有事に備えた災害対応力の強化、老朽化した各種公共施設やインフラの長寿命化、新たな産業団地候補地の洗い出し等、さらなる玉村町の発展を目指し、全身全霊で取り組んでいく所存でございますので、町民並びに議員の皆様方には、引き続き、多大なるご指導と温かいご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、ここ数年、ウクライナ戦争やイスラエルを中心とした中東を取り巻く情勢の悪化により、不安定な世界情勢が続いておりましたが、現在、停戦等に向けた協議も模索されており、一日も早く平和的解決がなされることを願っております。

一方、経済面では、昨年、BRICS+（ブリックス プラス）の加盟国の世界人口比が45%を超え、購買力平価GDPがG7を上回るなど、中国、ロシアを中心としたグローバル・サウス諸国の経済活動が活発化し、国際勢力図も大きく変化してきております。また、さきのアメリカの大統領選挙で返り咲いたトランプ大統領は、海外製品の関税引上げを明言するなど、今後の状況によっては、日本経済が大きな影響を受けることも懸念されます。

そのような中、国内では、記録的な円安と物価高が続いており、国民の生活は大変厳しい状況にあります。政府は、賃上げや投資の拡大施策の展開による成長と分配の好循環の実現により、デフレか

らの完全脱却を目指しておりますが、ここが日本経済にとっての大きな正念場であると考えております。

当町においても、人口減少や少子高齢化、大規模災害への備えや物価高騰への対応等、大きな課題が山積しておりますが、これまでの発展を支えてきた伝統や地域資源を大切にしながらも、既成概念や価値観にとらわれず、柔軟かつ大胆な発想で新たな町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和7年度の玉村町の予算編成におきましては、町税を中心とする歳入の伸びが不確定な中、人件費や物価の高騰、各種公共施設の長寿命化への対応など、大幅に歳出予算が増加したことにより、財源の確保が大変厳しい状況でありました。そのような状況下において、新たな行政需要に対応するためにも、全職員が行政経営の視点をもって予算編成に当たるよう指示したところです。

その結果、令和7年度一般会計予算の総額は、過去最大の133億円となり、対前年度比7.1%増の予算となりました。

本予算は、災害対応力を一層強化し、町民の生命と財産を守るとともに、社会情勢や価値観の変容に柔軟に対応し、きめ細やかな子育て支援や学校教育の充実、農業・商業・工業の振興、公共施設の長寿命化等、長期的な視点で様々な行政課題に対応する「命を守り暮らしを支える、未来への安心づくり予算」として編成いたしました。

それでは、令和7年度町政運営の具体的な内容に入らせていただきます。

まずは、町民の生命を守る、防災・減災への取組です。近年、全国各地で地震や豪雨災害等が相次ぎ、いつ、どこで大規模な災害が起きてもおかしくない状況です。首都直下型地震につきましても、今後30年以内に70%の確率で発生すると言われており、私たちは「災害はいつか必ず来る」という認識の下、平常時から備えをしなければなりません。本予算につきましても、災害時における情報収集・情報発信に万全を期するため、県の防災情報通信システム衛星回線の更新をはじめ、新たに防災行政無線を導入するとともに、今まで個別に運用していた町ホームページ、メルたま、たまボイス、公式LINE、職員参集メールなどを一括管理することにより、有事の際、全ての住民に迅速かつ的確な情報伝達ができる体制を整えてまいります。

また、伊勢崎市に委託している常備消防委託では、災害対応特殊はしご付消防自動車や出動車両の運用管理装置を更新するほか、非常備消防では、消防団再編計画に基づき、玉村分団の詰所建築工事、芝根分団の詰所改修工事、再編後の各分団で使用する軽可搬ポンプ車の購入等、地域防災力の向上と団運営の効率化を図ってまいります。

さらに、全小学校の体育館に空調設備を導入し、指定避難所としての機能向上を図るとともに、防災倉庫における災害時の備蓄品として、非常食のほか、災害用トイレについても計画的な備蓄を進めてまいります。

次に、きめ細やかな子育て支援や学校教育の充実についてですが、エネルギーや食料品の物価高騰

が続く状況下において、特に負担の大きい子育て世帯を支援するため、現在実施している町立小中学校における児童生徒の給食費無償化や、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化を引き続き実施するとともに、認可保育所における待機児童の解消を図るため、新たな民間保育所の誘致を進めてまいります。また、今年度に開設した「こどもまんなかセンターにじいろ」につきましては、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に、より充実した相談支援等を実施するため、相談員の確保や関係機関との連携を強化してまいります。

学校教育におきましては、新たに小中学校内に「校内教育支援センター」を設置し、不登校の児童生徒が、学校内において自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、不登校の未然防止や登校復帰につなげてまいります。また、小中学校で使用する校務用及び児童用コンピューターの更新や、芝根小学校のトイレ改修工事、南小学校のトイレ改修の実施設計等を行い、学校施設の質的向上と計画的な施設の長寿命化を図ってまいります。さらに、玉村町B&G海洋センターを活用した水泳授業の実施について、芝根小学校に続いて玉村小学校にも導入し、学校プールの老朽化への対応、授業日の確保、教員の負担軽減等を図ってまいります。

次に、新たな町の公共交通として、昨年10月から導入したデマンド乗合タクシー「たまGO」につきましては、さらに使いやすく、町民に親しまれる公共交通となるよう、乗降地点の増設や乗降地点マップの作成、県立女子大学の学生と連携した車両ラッピングなどを実施するほか、高齢者を対象とした交通系ICカードの作成支援やQRコードを活用した高齢者タクシー利用料補助券の導入準備等を進めてまいります。さらに、高校生通学支援事業として、新たに路線バスの通学定期券補助を導入し、通学に係る経済的負担を軽減するとともに、既存路線バスの利用促進を図ってまいります。

地域福祉につきましては、地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を構築するため、引き続き重層的支援体制整備事業を推進していくほか、令和7年度から新たな指定管理者となる老人福祉センターにつきましても、幅広い町民に利用していただけるよう、機械浴室を多目的に活用できるフリースペースに改修し、利用者サービスの向上を図ってまいります。

また、今年は戦後80年に当たることから、戦没者追悼式を玉村町文化センターにて開催するとともに、歴史の教訓と平和の重要性を改めて認識するため、「音楽劇ヒロシマ」を上演し、戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さを次世代に引き継いでまいります。

次に、町民の健康増進として、町民総スポーツを推進するため、老朽化したスポーツ施設の長寿命化に着手してまいります。まず、総合運動公園では、老朽化したテニスコートの防風ネットを改修するほか、管理棟について、令和8年度の長寿命化改修工事に向けた実施設計を行います。また、玉村町B&G海洋センターにつきましても、令和8年度の改修工事に向けた実施設計を行い、老朽化した施設の改修や機械設備の更新を進めてまいります。

次に、町の魅力の掘り起こしや、地域資源の活用促進として、地域おこし協力隊を1名増員し、移住定住促進活動のみならず、玉村町魅力発信機構と連携した町内外への情報発信や地域の活性化を図

ってまいります。また、新たな試みとして、町民の日「肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典」を開催し、町民の日を町内外に周知するとともに、地元特産品である食肉と町の花であるバラを広く発信してまいります。

次に、農業、商業、工業等、地場産業の活性化でございますが、新たに開設した種子センターにつきまして、利用者の負担増の軽減を図るほか、道の駅玉村宿では、開業10周年記念イベントへの協賛を行い、地元農産物・水産物などの販売促進やさらなる町の知名度向上を図ります。また、水利施設の整備改修として、坂東大堰基幹水利施設の保全対策、板井地区の水門整備、端気川の樋越堰の長寿命化を実施し、農業用水の安定確保に努めるほか、農地利用の活性化を進めている五料・飯倉地区の農地については、土壌分析と特別奨励作物の選定を進めるとともに、企業誘致を積極的に行い、参入企業の選定を進めてまいります。

なお、高崎玉村スマートIC北地区工業団地につきましては、現在、本格的な企業の進出が始まっておりますが、次の新たな産業団地候補地についても調査・検討を進め、町の持続的発展と、さらなる雇用創出、産業振興を図ってまいります。

次に、気候変動等の環境問題は、現在待ったなしの状況にあります。そのような中、町の環境政策の土台となる「環境基本計画」は、計画の中間年に当たるため、環境の変化や社会情勢、科学技術の進展などを踏まえた見直しを行うとともに、その中で「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も併せて改訂し、玉村町の緑豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を図ります。

さらに、新たにペーパーレス会議システムを導入し、議会や庁内の会議等におけるペーパーレス化を推進することで、紙資源及び印刷コストの削減、事務の簡素化、会議の効率化を推進するほか、引き続き、窓口におけるキャッシュレス決済やオンラインによる申請等、行政におけるデジタル化を推進し、業務の効率化と住民の利便性、行政サービスの向上を図ってまいります。

以上が、新年度予算における新たな取組でございます。

なお、国の交付金を活用した物価高騰対策につきましては、今回の当初予算には計上しておりませんが、今後速やかな予算措置を講じ、必要な支援を実施していく予定でございます。

ここからは、「第6次総合計画」の「6つの重点目標」に沿って、主要事業を説明いたします。重複する事業がございますが、ご了承ください。

まず、重点目標①として、『「わざわい」から生命と財産をまもる』について、ご説明申し上げます。

初めに、防災・減災対策及び消防体制の充実ににつきましては、県防災情報通信システム衛星回線の更新や新たな防災行政無線、災害情報一斉伝達・収集システムの導入等により、緊急時における迅速・確実な情報伝達を確保してまいります。また、中学校に引き続き小学校体育館に空調設備を導入することにより、災害時における避難所の環境改善を進めるほか、計画的な防災備蓄品の拡充により、災

害時における万全な体制を整えてまいります。

消防体制の充実につきましては、消防団再編計画に基づき、玉村分団及び芝根分団の詰所を整備するとともに、再編後の各分団で使用する軽可搬ポンプ車を購入するほか、常備消防委託において、災害対応特殊はしご付消防自動車及び出動車両の運用管理装置を更新し、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラやLED防犯灯の適切な維持管理により地域における犯罪抑止を図るほか、交通安全対策では、通学路等における区画線、路面標示の整備や各種交通安全施設の適切な維持管理、児童生徒への交通安全教室の開催や高齢者に対する交通安全啓発等を引き続き実施し、交通事故の未然防止に努めてまいります。

続きまして、重点目標②、『子どもを育て未来をつくる』について、ご説明申し上げます。まず、子育て支援環境の整備充実です。

人口減少・少子化対策の一環として、引き続き小中学校における児童生徒の給食費無償化、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化等を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。また、新たな民間保育所の誘致を進めるため、事業者が負担する保育所用地の取得及び造成費用の一部を補助し、認可保育所における待機児童の解消を図ってまいります。

そのほか、産後ケア事業や産婦健診等の充実、「こどもまんなかセンターにじいろ」による相談支援、出産・子育て応援交付金や18歳までの子供の医療費無料化、家庭での養護が困難なケースに対する児童養護施設による一時的な養育・保護等の受け入れ体制づくり等、出産から子育てまで安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

次に、教育環境の整備充実です。

まず、新たな取組として、小中学校内に「校内教育支援センター」を新たに設置し、不登校の児童・生徒が、学校内において自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、不登校の未然防止や登校復帰につなげてまいります。

また、ICT教育の推進では、児童生徒1人1台のタブレット端末や高速大容量のインターネット環境が整備され、授業等の様々な活動において活用しているところですが、新年度では、小中学校の校務用コンピューターと児童生徒用の端末更新を行い、継続的かつ安定的なICT環境の整備を進めてまいります。

さらに、学校施設の整備充実では、今年度に引き続き、芝根小学校のトイレ改修工事を実施するほか、南小学校におけるトイレ改修の実施設計、小学校体育館の空調整備等、教育環境のさらなる質的向上に取り組んでまいります。

また、教員の多忙化対策につきましては、引き続き、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフや部活動指導員を配置するとともに、玉村町B&G海洋センターを活用した水泳授業の実施については、芝根小学校に続いて玉村小学校にも導入し、授業日の確保や教員の負担軽減等を図

ってまいります。

また、中学生海外交流事業について、中学生の海外派遣は隔年実施となりましたが、新年度は、ホームステイ受入先であるエレンズバーグのボランティアやその家族を招致し、相互の交流を深めてまいります。

続きまして、重点目標③として、『元気に年を重ねられる町をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実です。地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、引き続き「重層的支援体制整備事業」に取り組んでまいります。

具体的には、地域における高齢者支援の総合相談窓口である地域包括支援センターや専門資格職員による障害者相談支援を行う基幹相談支援センターをはじめ、ふれあいの居場所、ひきこもり等の参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援など、介護、障害、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、一体的・包括的な取組を進めてまいります。

また、高齢者福祉の充実では、高齢者の路線バス利用促進を図るため、高齢者を対象とした交通系ICカードの作成支援を始めるほか、昨年度導入したデマンド乗合タクシー「たまGO」の利用促進やQRコードを活用した高齢者タクシーの利用補助券の導入準備等、高齢者の交通手段の確保に取り組んでまいります。

また、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」、「あおぞら体操」によるフレイル予防の推進や、認知症サポーターの養成、民生委員の見守り活動等、地域社会との「つながり」をしっかりと保ちながら高齢者が安心して暮らせるようサポートしてまいります。

障害福祉の充実では、特に、特別な支援を要する子供たちが増加していることから、医療的ケアの充実を図るとともに、のびやか発達相談や保育所、幼稚園等への巡回相談、「こどもまんなかセンターにじいろ」による包括的な相談支援などにより、適切に医療や障害福祉サービスへつなげるほか、障害児やその家族が、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサポートを充実させ、自立して社会参加できる共生社会の実現を進めてまいります。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により、疾病の早期発見、重症化予防に努めるとともに、それぞれの特別会計において、安定した制度運営を図ってまいります。

また、介護保険特別会計では、引き続き「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、自立支援・重度化防止に取り組むほか、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、理念に掲げた「高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を目指して、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

次に、保健予防・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が

主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組み、健康寿命の延伸につなげていけるよう、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。なお、予防接種事業につきましては、帯状疱疹ワクチンの定期接種化等、さらなる疾病予防に努めてまいります。

地域医療の充実では、伊勢崎佐波医師会と連携して、町民誰もが安心・安全な診療が受けられる体制を確保するとともに、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や休日における歯科診療体制の確保、看護師養成所の支援等を実施してまいります。

次に、生涯学習の推進では、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るため、さわやか教室をはじめとする各種講座を開催し、時代の要請に応じた学習機会を提供するほか、日頃の学習成果の発表の場として、「文化センターまつり」を開催し、さらなる生涯学習活動への参加の促進を図ってまいります。

次に、スポーツの振興では、町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境整備を行うとともに、多様なメニューで各種スポーツ教室を開催いたします。特に、「スポーツフェスティバル」につきましては、大変多くの方々に参加をいただいております。引き続き、いつでも、どこでもみんなのできる体育レクリエーションが体験できる場として開催してまいります。また、スポーツ施設につきましては、総合運動公園管理棟及び玉村町B&G海洋センターにおいて、令和8年度の改修工事に向けた実施設計を行うほか、総合運動公園テニスコートでは、防風ネットを改修するなど、老朽化した施設や設備の計画的な更新を進めてまいります。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権問題では、町民一人一人が、人権に対する正しい知識と認識を深めることが重要となります。今年は戦後80年に当たり、歴史の教訓と平和の重要性を改めて認識するため、「音楽劇ヒロシマ」を上映するほか、人権啓発映画の上映会も開催し、人権教育に関する啓発を推進してまいります。

続きまして、重点目標④『生活しやすい環境をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、空き家対策として、空家活用支援事業におけるリフォーム補助金の上限引上げや、新たに空き家バンク登録奨励金を導入するなど、空き家のさらなる有効活用と住宅地の景観向上、居住環境の改善を図ってまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進では、町の環境政策の土台となる「環境基本計画」の見直しを実施するほか、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も同時に改訂し、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応した環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指してまいります。また、家庭における再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電及び蓄電池システム設備設置費の一部助成を引き続き行うなど、脱炭素化社会に向けた取組も推進してまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機の購入助成や古

紙類の集団回収及び拠点回収をはじめ、古着や雑古紙などのステーション回収等による資源化を促進するとともに、クリーンセンターの計画的な整備補修工事を実施してまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、玉村町の緑豊かな自然環境を活用した水辺の森公園の環境整備や町内の公園施設等について、誰もが安心して安全に利用できるような適切な維持管理を行うほか、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を推進してまいります。

次に、道路網の整備充実では、道路舗装修繕計画に基づいた道路整備や地区からの要望に応えるための道路補修、道路改良工事を実施するほか、老朽化する橋梁についても計画的に補修を行い、安心安全な道路ネットワークを確保してまいります。

また、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線や、上陽小学校南門から北部公園までの町道3041号線についても、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

次に、公共交通の整備です。昨年10月に導入したデマンド乗合タクシー「たまGO」の利用促進をはじめ、高校生の路線バス通学定期券の補助、高齢者を対象とした交通系ICカードの作成支援、QRコードを活用したタクシー補助券の導入準備等、引き続き公共交通の総合的な再編を進め、誰もが利用しやすい公共交通サービスの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、上水道の整備充実では、「安心・安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう老朽管の更新を進めるとともに、安定的な事業継続を図るため、適正な料金体系の確保を図ってまいります。また、本格的にスタートする浄水場更新事業につきましては、敷地拡張用の土地購入や、水道施設における一体管理・更新事業の発注支援業務等に着手してまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた污水管渠築造工事を推進するとともに、大雨による污水マンホール等からの溢水防止対策として、「雨天時浸入水対策計画」を策定するほか、将来にわたり安定的にサービスが提供できるよう、計画的かつ効率的な施設を管理するための財源確保に向け、下水道使用料改定の準備を進めてまいります。

続きまして、重点目標⑤『たまむらの良さを次世代につなぐ』について、ご説明申し上げます。

まず、観光・移住促進による地域振興についてですが、地域おこし協力隊を1名増員し、移住定住促進活動のみならず、玉村町魅力発信機構と連携した町内外への情報発信や地域の活性化を図るほか、町の風物詩である花火大会やふるさとまつり等の開催により、地域の活性化と町の知名度向上を図ってまいります。

次に、芸術・文化活動の推進では、文化センターにおける玉村町文化振興財団による良質な芸術・文化の提供や多彩な芸術・文化事業の展開により、町民に対する意識の高揚と地域文化の振興を図ってまいります。

文化財保護・地域資源の活用につきましては、国登録有形文化財「重田家住宅」において、地域おこし協力隊や民間企業と連携し、町内外の方々を対象とした各種イベントを開催するほか、重要無形

民俗文化財に指定されている地域のお祭り等への助成、開館30年を迎える歴史資料館の記念事業等を実施してまいります。

続きまして、重点目標⑥『笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる』について、ご説明申し上げます。

まず、農業の振興では、新規就農者に対する経営開始資金や機械設備の導入資金等に対する助成を実施し、引き続き農業経営の安定化に向けた支援を行うほか、新たに開設した広域種子センターの利用者支援、五料・飯倉地区の農地における企業誘致、道の駅玉村宿における販売促進や開業10周年記念イベントへの協賛等、さらなる農業振興及び地域活性化を図ってまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤の確立を図るため、「優良素畜」の導入や「畜産ヘルパー」の利用支援など、畜産農家の経営効率化に向けた取組を支援するとともに、豚熱の感染防止対策を進め、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、坂東大堰基幹水利施設の保全対策事業、板井地区の水門整備、樋越堰の長寿命化修繕工事等、計画的な施設の長寿命化と安定した農業用水の供給に努めてまいります。

次に、商工業の振興でございますが、地域経済の活性化を図るため、個人版ふるさと納税における地元返礼品の拡充や企業立地促進奨励金、創業者融資事業など各種制度融資による支援を引き続き実施するほか、新たな産業団地候補地の調査・検討も引き続き実施し、町の持続的発展とさらなる雇用創出、産業振興を図ってまいります。

消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安心して安全に暮らせるよう、困ったときの相談窓口として消費生活センターの充実を図るとともに、地域との連携を深めながら、消費生活に必要な情報提供を積極的に行ってまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進につきましては、住民活動の拠点である住民活動サポートセンター「ばる」を中心に、まちづくりやボランティア活動をはじめ、様々な住民活動の活性化を図るほか、住民活動団体が協働して地域の課題解決に取り組む提案事業補助金や、福祉やまちづくり全般にわたる大学との域学連携等により、地域の身近な課題の解決に、協働で取り組んでまいります。

また、町民の日「肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典」を開催し、町民の日を町内外に周知するとともに、地元特産品である食肉と町の花であるバラを広く発信してまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進についてですが、本町における外国人の人口は、年々増加しております。言語や文化、習慣が異なる多彩な外国人の方々が、同じ地域社会の一員として生活できるよう、引き続き、国際交流協会による日本語教室や交流イベントの実施、町内各学校に在籍する外国人児童生徒に対する日本語指導の充実を図るほか、外国人の抱える問題や相談ニーズを把握するため、外国人を対象としたアンケート調査を実施するなど、「多文化共生社会の実現」に向けた取組を進めてまいります。

次に、行政改革の推進です。限られた人材で最大限の効果を上げるため、自己啓発、職場研修、職場外研修等を効果的に活用し、より一層職員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスに対して組織的に取り組み、その有している可能性や能力を最大限引き出すための環境づくりを進めてまいります。

また、DXの推進では、新たにペーパーレス会議システムを導入し、議会や庁舎の会議、介護の認定審査業務等におけるペーパーレス化を推進してまいります。また、窓口におけるキャッシュレス決済やオンラインによる申請、公式LINEアカウントによる情報発信など、行政におけるデジタル化を推進し、住民の利便性、行政のサービス向上を図ってまいります。

最後に、健全な財政運営についてですが、新たな課題やニーズに対応し、安定的かつ継続的な行政サービスを行うためには、経常的に必要となる経費に対する財源確保が必要不可欠であります。特に、ここ数年の物価や人件費の高騰により、行政サービスに係るコストは大きく増大しており、それに対する財源確保が大きな課題となっております。国が目指している「賃上げや投資の拡大施策の展開による成長と分配の好循環」が実現すれば、町税収入の増加が期待されますが、現段階における見込みは、まだ不確定な状況であり、当面の財源確保として、国・県支出金や各種基金の繰り入れ、交付税措置の高い有利な起債等を最大限利用し、収支の均衡を図りました。引き続き、積極的な投資と企業誘致・定住促進を進めることで、将来の税収入確保を図ってまいります。

一方、歳出面につきましては、事業の費用対効果等を考えながら、徹底的なコスト削減や効率的な行政運営の確立に努め、既存の行政サービスの質を落とすことなく、新たな課題やニーズに的確に対応し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和7年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

令和7年度の町政運営に当たっては、これらの施策を着実に推進し、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく、職員と一丸となって取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、行政を一步ずつ前進させてまいる所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。令和7年度の施政方針とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月5日水曜日の午前9時までに議長へ提出してください。



◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時35分より再開します。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

○日程第7 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第7、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することに伴い、関連する条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、当町において対象となる各条例中の「懲役」、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に置き換えるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 3 号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 8、議案第 3 号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、選挙における立候補者の選挙運動用の費用の一部を公費で負担する選挙公営制度について、その基準を定める公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、本条例中の選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を、それぞれ政令で定める額に合わせるよう改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第4号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、議案第4号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第4号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、玉村町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ、関係条例8本の一部改正を併せて改正するものです。

令和6年度の人事院勧告に伴い、職員及び会計年度任用職員の令和7年度におけるボーナスの支給割合の変更をはじめ、給与制度のアップデートとして、俸給のほか、扶養手当や通勤手当等の諸手当に至るまで、包括的に給与制度を改正する内容となります。また、町長、副町長、教育長及び議員のボーナスの支給割合につきましても、併せて改正するものです。

改正の内容についてですが、まず第1条関係におきましては、配偶者に係る扶養手当の廃止と、これに係る扶養手当額の増額、通勤手当の限度額の引上げ、単身赴任手当の支給要件の緩和、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、住居手当の支給範囲の拡大、令和6年12月ボーナスにおいて引き上げた0.1月分を、令和7年度の6月及び12月ボーナスに均等配分するほか、給料表を改正する内容となります。

続いて、第2条から第4条関係におきましては、町長、副町長、教育長、議員及び会計年度任用職員の令和6年12月ボーナスにおいて引き上げた0.1月分を令和7年度6月及び12月ボーナスに均等に配分する改正となります。

また、第5条関係におきましては、育児または介護のための所定外労働制限に係る対象となる子の範囲の拡大のほか、介護休暇の取得に係る意向確認等に関する措置を新設する改正を行い、第6条から第8条関係におきましては引用条項の改正のほか、暫定再任用職員に対する地域手当及び住居手当を支給する改正となります。

それから、附則におきましては、施行期日の規定、給料表の改定に伴う号級の切替表の規定、扶養手当及び育児または介護を行う職員の勤務及び時間外勤務の制限に関する経過措置を規定いたします。

令和6年度の人事院勧告に伴い、給与制度のアップデートとして俸給のほか各諸手当に至るまで、幅の広い改正となりますが、玉村町におきましてもこれらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与制度の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第5号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第5号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第5号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことから、それに準じて制定されている本条例についても所要の改正を行うものです。

改正内容としては、小規模保育事業所や事業所内保育事業所における食事の提供に関する要件のうち、これまでは保育士の配置を求めていたものについて、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合にも要件を満たすことができるようにするものです。

本改正は、国の基準に応じた内容の改正であり、令和7年4月1日から施行となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） この条例の一部改正によって、何がどのように変わるのかというのを具体的に例として教えていただけますか。例えば今後玉村町が認定こども園などに移行していったりする場合に、こうした条例がどのように生かされるのか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

大きく事業所などが変わるとか、そういうものではございませんで、改正によりまして今まで管理栄養士の学校の卒業生につきましては栄養士免許の取得というのが必ず必要だったのですけれども、改正になりましては免許が不要となったというだけの改正となります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） よく分からないのですが、ということは認定こども園なんかをそういうものに考慮してこれから導入していく場合に、何か生かされるとか、そういうことではないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 特に変わるというものでもないのですけれども、ただ国のほうの栄養士ですとか管理栄養士の法が変わったということで改正になったということで、大きく変わるという部分はありません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 6 号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 1、議案第 6 号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 6 号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、本条例で規定する定員数、報酬及び費用弁償に関する規定を改正するものです。

改正の内容といたしましては、まず令和 6 年 4 月 1 日付で発足いたしました南分団が、玉村町消防団再編実施計画で定める定員 20 名の体制となりましたので、全団員の定員数を 160 人とし、機能別団員を除く基本団員の定数を 135 人とするものです。

また、報酬につきましては、今後は年額報酬と出勤報酬とを分けて設定することとしたため、その関係規定を設けるとともに、今まで規定されておりました災害時等に出動する際の費用弁償の規定を削除するものです。それに伴い、本町の報酬及び費用弁償の額を定める玉村町報酬及び費用弁償支給条例を改正する必要が生じたので、附則において併せて改正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 12 議案第 7号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第9号）

○日程第 13 議案第 8号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○日程第 14 議案第 9号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○日程第 15 議案第 10号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第 16 議案第 11号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）

◇議長（石内國雄君） 日程第12、議案第7号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第9号）から日程第16、議案第11号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号から日程第16、議案第11号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億7,258万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を132億1,025万2,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものです。

歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額が多くなっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、町税につきましては、令和6年度に実施された定額減税の額が、当初予算において見込んだ額よりも少なかったことなどから、個人町民税を増額するほか、それぞれの税目において税収が見込まれた滞納繰越分を増額するものでございます。また、各種交付金につきましては、先ほど説明いたしました個人町民税の定額減税額が減少したことにより、その補填財源として交付される地方特例交付金が減額となるほか、地方交付税はその財源となる国の税収増加に伴う普通交付税の再算定により増加したため、その一部を補正予算の財源として増額しております。

国・県支出金につきましては、各種事業の確定見込み等による増減が主でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、既に執行済みの各種給付金事業の確定による減額のほか、令和7年第1回臨時会において補正予算をご議決いただいた個人住民税均等割非課税世帯に対する3万円給付及び子供加算につきましては、国、県との調整により、令和7年4月以降の執行分につきましては、令和7年度予算にて計上することとなりましたので、令和6年度予算を減額するものでございます。なお、令和7年度4月以降の執行分につきましては、令和7年度の補正予算にて計上する予定です。

財産収入では、各種基金利子の調整のほか、用悪水路の一部払下げや空き缶、鉄類などのリサイクル物品売却収入の増加を見込みました。

寄附金では、皆様から頂いた寄附について、それぞれの目的に沿った事業への充当や基金への積立てを行うものでございます。

繰入金では、事業費の確定等に伴う特別会計の繰入金や各種基金の調整のほか、当初7億円を見込んでいた財政調整基金の繰入れにつきましては、入札等による歳出予算の減額状況等を踏まえ2億円を減額し、繰入金全体では1億9,856万7,000円の減額となりました。

また、町債は、事業費の確定見込み等による減額となっております。

次に、歳出につきましては、事業の確定見込み等による減額が主となっておりますので、増額する予算を中心に説明いたします。

まず、総務費では、基幹業務システム標準化に伴い、区長に提供する区民名簿の作成についてシステム改修が必要となるため、その経費を計上しております。

基金費では、普通交付税の再算定による追加交付のうち、臨時財政対策債の5年度償還に充てるための費用5,504万9,000円を減債基金に積み立てるほか、都市計画事業基金につきましては、都市計画税充当後の精算分を積み立てるものでございます。さらにご寄附いただいた寄附金を目的に応じた基金へ積み立てるとともに、決算見込みによる基金利子の調整を行っております。

また、固定資産税賦課においては、農業用施設用地の一部課税修正に伴う還付金を計上するほか、火葬室使用料補助金交付事業では、申請者の増加に伴う増額となっております。

民生費では、歳入でも説明いたしましたが、個人住民税均等割非課税世帯に対する3万円給付及び子供加算につきましては、国、県との調整により令和7年4月以降の執行分について減額するほか、障

害者自立支援費及び障害者通所支援費においては、各事業の利用者見込みによる増額、減額となっております。

また、老人福祉センターでは、冷却塔ファンの修繕を実施するほか、保育所につきましては、不足が見込まれる給食材料費の増額や施設の修繕費用、頂いた寄附金を活用した図書購入費等を計上しております。

農林水産業費では、鯉沢にあるふれあい農園の駐車場出入口について、利便性の向上と安全確保の観点から、水路側溝に蓋を敷設するものでございます。

土木費では、東部スポーツ広場において、老朽化したサッカーゴールを更新するほか、北部公園の指定管理について、電気料金の高騰により、指定管理費委託料に大幅な赤字が生じる見込みであるため、指定管理委託料を増額するものでございます。

教育費では、人件費の増加に伴う臨海学校負担金の増額や、各小中学校において不具合が生じている施設等の修繕や危険性のある樹木の剪定費用等を計上しております。

また、嚮義堂の石碑、嚮義堂記につきましては、雨風による浸食から守る覆屋を設置するほか、文化センターの大ホールピンスポットライト、海洋センターの25メートルプールのろ過ポンプ配管、給食センターの真空冷却機等の修繕を実施してまいります。

さらに、社会体育館の指定管理につきましては、電気料金の高騰により、指定管理費委託料に大幅な赤字が生じる見込みであるため指定管理委託料を追加するほか、学校給食事業においては、食材費や米の高騰により不足が見込まれる給食材料費を増額するものでございます。

なお、繰越明許費の増加につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴う減額となっております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第8号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億759万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億1,891万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入につきましては、保険給付費の減額や、それに伴う県支出金の減額、一般会計繰入金金の減額、財政調整基金利子、前年度繰越金及び第三者納付金に伴う諸収入や前年度保険給付金概算払い確定による精算金の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費の減額、財政調整基金償還金及び還付加算金、前年度保険給付費概算支払い確定による県償還金の増額、令和5年度事務費一般会計繰入金確定による返還金の増額を行うものでございます。

次に、議案第9号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明

申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億799万7,000円とするものでございます。

補正内容についてですが、歳入につきましては、後期高齢者医療被保険者数の増加に伴い、後期高齢者医療保険料を増額し、令和5年度の事務費精算分として繰越金を増額するものでございます。

また、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、人間ドック助成金、後期高齢者医療広域連合受託事業収入をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、保険料納付金及び令和5年度の繰越金として一般会計への返還金を増額、また後期高齢者広域連合に納付する保険基盤安定拠出金、保健事業費の人間ドック助成金及び後期高齢者健康診査委託料をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第10号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から5,722万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億6,136万9,000円とするものでございます。

主な内容ですが、まず歳入では、総務費及び地方支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を減額するものでございます。また、今期の執行状況から、介護保険基金繰入金1億円を減額し、第1号被保険者保険料5,000万円を増額するものでございます。

次に、歳出では、総務費を127万円、保険給付費を5,000万円減額し、地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費を463万6,000円、一般介護予防事業費を62万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第11号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、業務の予定量につきまして、年間有収水量の予定量を288万8,000立方メートルに、1日平均有収水量の予定量を7,912立方メートルにそれぞれ増量補正をするものです。

次に、収益的収支につきまして、収益的収入の予定額を801万3,000円減額し、総額を8億3,833万7,000円と定めるとともに、収益的支出の予算額を420万円増額し、総額を8億958万7,000円と定めるものでございます。内容ですが、営業収益に関し、下水道使用料を748万7,000円増額するほか、雨水処理負担金を50万円減額するものでございます。

また、営業外収益に関し、他会計負担金を2,000万円減額するほか、他会計補助金を500万円増額するものでございます。

次に、支出についてですが、排水量の増加に伴い、流域下水道維持管理負担金の増額が見込まれることから、予定額を420万円増額するものでございます。

最後に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を500万円減額し、総額を5億7,848万2,000円と定めるものでございます。内容は、企業債償還金の財源として見込んでいる他会計補助金を500万円減額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で5議案に関する提案説明を終了いたします。

日程第12、議案第7号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第9号）、これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 補正予算書の61ページでございます。

固定資産税賦課、町税過誤納等還付金1,106万2,000円についてでございます。全員協議会で説明を受けましたけれども、固定資産税課税誤りに関わる税額更正についてというようなことですけれども、固定資産税につきまして玉村町固定資産税等過誤納金返還金支払要綱に基づきまして返還金と利息相当額を支払って、地方税法に基づきまして還付金と還付加算金をお支払いしまして、合計が1,146万1,600円、その差額である額を1,106万2,000円を予算計上しておるものでございますけれども、根拠となっております国家賠償法に基づく支払要綱を適用しておりますけれども、最高裁の判例等によりまして、国賠法1条は民法の724条を適用いたしますと、請求権、余分に払ってしまった該当者が返していただきたいというふうな国賠法に基づく請求権の除斥期間の時効は20年間となっております、起算点を平成17年を起算点といたしますと、令和6年で20年間の、消滅時効の起算点からして20年間がたちますものですから、請求権そのものが消滅することになりまして、この補正予算の1,106万2,000円につきましては根拠が国賠法に基づく要綱に基づくものとしてありますから、そこは消滅時効によって根拠がないものと考えられますけれども、どのように考えて国賠法と地方税法を分けてこの金額を出されたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

羽鳥議員のおっしゃるとおり、国賠法で消滅時効20年ということになっておりますので、例えば賠償請求をされた場合、20年間は賠償しなければならないということになっております。そのため税法で還付できるのが5年間、それで要綱に定めてあるのが15年間ということで、計20年間の計算となっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 平成22年6月3日の最高裁の判例によりまして、国家賠償法1条の賠償請求は、課税誤りによる請求についても適用できるというふうなことで、固定資産税のこの件につきましては、全ての期間を通じて国家賠償法1条を適用して、除斥期間、民法724条に基づく請求権の消滅時効20年を適用いたしますと、地方税法と区分をして5年間分けることなく、根拠が消滅し

ておると考えますけれども、今税務課長の説明ではちょっと足りないのだと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 本件の場合には、賠償請求をされているわけではありませんので、税法で返せる部分、返せない部分については要綱で定めたという内容で計算させていただいております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ということは、物件所有者が不法行為に基づく国家賠償法による請求権を行使することではなくて、課税誤りによって大きな額を、固定資産税を払ってきたということに対して、町の姿勢として請求は受けないけれども、それとは関係なく、地方税法の5年間と15年間は国賠法に基づく支払いをすると、そういう理解でよろしいですか。

ちょっと待ってください。何と考えましても、これは還付加算金と利息相当額を足しますと252万7,400円をこの10名の方に足し込んでお返しするということが、低金利の時代にこんな利息とか還付加算金がつくなんてことはまずもってあり得ない話で、このご時世。これがついて出すわけですから、これはそんな簡単なことではなくて、私は考えますに、本当にこれは除斥期間を適用して、町は自ら誤りを認めて返すという姿勢に基づく、そういう根拠でもって返すわけですか、そうしますと。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

それで、要綱については年率3%という形で計算してお返しする額を定めております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 12ページなのですけれども、固定資産税の滞納繰越分で徴収をされています。徴収努力が本当にすばらしいなと思って、徴収率が上がることは本当に努力されているのだなというふうに思いました。

これについてなのですけれども、今滞納するということところで、例えば貧困であったりとか、失業した方がいてとか、高齢化が進んで財産はあるけれども、お金が払えないという方、いろいろな問題があると思うのですけれども、どういったケースで支払いができなかったというのを把握はされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

[税務課長 貫井利行君発言]

◇税務課長（貫井利行君） 堀越議員のご質問にお答えいたします。

こちらのどういう理由で支払えなかったかということについて把握しているかということなのですが、こちらについては調査権に基づいて調査、もしくは本人の相談等でお聞きした範囲での内容は把握しております。

◇議長（石内國雄君） 堀越議員、補正予算に関する質疑をお願いいたします。一般質問の内容にならないようお願いいたします。

どうぞ。手を挙げたので、どうぞ。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番（堀越真由子君） ごめんなさい。ちょっとどういうところが質問のあれに当たるのかが分からなくて申し訳なかったです。

徴収されているところで本人の把握、申告で把握されているところだったのですが、必要があれば福祉につなぐなどされているかというのはどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 何かちょっとよく意味が分からない。もう一度意味が分かるように質問していただけますか。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番（堀越真由子君） すみませんでした。例えばやっぱり滞納するには払いたくても払えない方がいると思うのですが、原因を把握して、ちょっと福祉につなぐ必要があるといったケースに関しては、税務課のほうから福祉につなぐといった、そういったケースはあったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 堀越議員、今の内容については一般質問の内容ですので、ほかの質問に切り替えていただけますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1 2番新井賢次議員。

[1 2番 新井賢次君発言]

◇1 2番（新井賢次君） 37ページ、寄附金についてですが、4番目のふるさと寄附金ですが、ふるさと寄附金で2,200万円減があって、その下に企業版ふるさと寄附金で670万円の増ということで、企業版ふるさと納税についての取組をお願いしたのもとして、この数値は今伺って非常にうれしく思うのですが、途中で相当苦労されたというような情報もあったのですが、最終的にどんな形で努力していただいて、それからこの670万円の内訳について、もし伺えるのであれば伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） 新井議員の質問にお答えします。

企業版ふるさと納税の関係なのですけれども、こちらについては企業に対して町長と共に担当と企業訪問させていただいたり、あとはこちらのほうから知っているような企業には電話でお願いしたりとか、事あるごとに企業版ふるさと納税のことについて周知させていただく中で、こちらの寄附額につながったということでもあります。

それで内訳としましては、5社で920万円の今寄附を見込んでいるところです。今調定ベースで、まだ入っていない業者もあるので、その企業についてはこれだけのものを寄附いただけるということで申請書をいただいていますので、それに基づいた調定ベースで920万円で、多いところでは500万円ですとか、あと200万円と、100万円、100万円、20万円という内訳となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

実は、私の知っている知人が、その会社は100万円寄附してくれたのです。その話を私聞きました、その方に話をしたら、うちの会社はすごくけちなものだけれども、よくそれだけ払ってくれましたねなんて、こんな話があったものですから、どんな形で努力していただいたのかなと思ってお聞きしました。引き続き来年度もぜひまた頑張ってくださいと思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 55ページ、高校生通学支援事業（実証運行）ということで400万5,000円が計上されていたのですが、これが減額ということで、その経緯についてお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 松本議員の質問に答えます。

経緯なのですけれども、こちらにつきまして予定どおり11月から高校生の実証運行を始めまして、2月で終了しております。トータルの参加人数は15人でした。それを玉村町役場の前から駒形駅まで送ったのですけれども、タクシーの台数的に予算が残ったからということで、400万5,000円を減額させてもらいました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ということは、予定していた人数よりも大分利用人数が少なかったというように、この事業自体はそのまま継続はされるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 当初の予定よりも大分少なくて、追加の募集も行って、中学生も2名ほど、こちらの事業に参加していただきました。行きのほうは大体需要がまとまるのですけれども、帰りが結構ばらばらにばらけてしまいまして、結構乗らない生徒が多かったので、ちょっと来年度以降続けるのは困難と判断しております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ということは、もうこの事業は廃止というか、この事業における送迎については行わないということによろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） そのとおりになります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 2点伺います。

まず、92ページ、北部公園、電気代ということで説明があったのですが、去年も同じようなことで金額が出ていました。去年のときは、基本的な電気料が上がった、ベースが上がったということで理解しておったのですが、今年はほかのところは上がってなくて、北部公園だけ190万円上がっているということは、何か電気代の基本料金が上がったとか、そういうことではなくて、ほかに何か理由があるのでしょうか。まず1点目。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今年度につきましては190万円を計上させていただきました、昨年度は180万円で、令和4年度につきましては120万円のほうを補正していただいております。こちらにつきましては、指定管理のほうはもともと協定を結んで、その際に各年度ごとのものは指定管理の期間においてはずっと同じ金額になってしまいますので、電気代等が高騰すれば、その分については赤字になってしまうということで、特に北部公園、サッカー場があったりだとか、噴水があったりだとか、そういった電気を使う施設が多いものですから、補正が必要ということで判断しまして、計上のほうをさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

[6番 月田 均君発言]

◇6番(月田 均君) 特別理由ということですね、使う量が多いということで判断しました。

もう一点、107ページの嚮義堂の石碑に屋根をつけるということで58万円かな、追加が出ているのですけれども、58万円というのはどの程度のものを造る予定なのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長(畑中哲哉君) お答えさせていただきます。

石碑が、大分風化と雨の浸食によりまして文字が読みづらくなっているという現状を今回確認できましたので、こちらが石碑だと思えば、本当にこう雨よけで、屋根と脇を覆うぐらいの規模でございます。

◇議長(石内國雄君) 6番月田均議員。

[6番 月田 均君発言]

◇6番(月田 均君) 簡単なものということで理解しました。

ところで、嚮義堂というのは今ある家は、昨年1,000万円ぐらいかけて改修しているのですけれども、何かできたのが、うわさによると明治5年だということなのですが、その石碑はもっと古いのではないかと思うのですが、もっと価値があるような気がするのですが、実際にはあれは第一どんなことが書いてあるのですか。

[「一般質問だな」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 今のは一般質問になります。

ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) すみません。36ページの物品等売払収入なのですけれども、これはごみとして捨てられた電化製品を回収してというのは本当すばらしいなと思いました。これは、リサイクルとしてクリーンセンターに持ち込まれたものだけなののでしょうか、それともごみで捨てられていたものも含まれるのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長(齋藤 博君) 堀越議員の質問にお答えいたします。

今回補正させていただいたものにつきましては、ごみとして捨てられたものと、粗大ごみとして持ち込まれたものが入っております。

以上です。

◇議長(石内國雄君) 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) ありがとうございます。町民として、なかなか捨てられているのを知らない人もいますので、周知していくともっと増えるかなと思いました。ありがとうございます。

あと、53ページなのですがすけれども、広報たまむら発行事業について、これ減額になっているのですけれども、理由を教えてください。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長(関根伸行君) こちらにつきましては、当初予算で見込んだ金額で入札をかけたまま、その執行残となっています。3社で指名競争入札を行ったわけなのですがすけれども、入札結果の差金となっております。

以上です。

◇議長(石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番(新井賢次君) 82ページ、妊婦健診事業、こちら756万7,000円の減額と、こういうことになっています。令和5年度の予算が決算で1,753万1,000円と、今回が予算としては2,589万7,000円を計上してあって、結果的に1,830万円で済んだと、こういうことかと思うのですけれども、それ要因とはどういうことでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 今井理恵子君発言]

◇子ども育成課長(今井理恵子君) 答えいたします。

すみません。令和6年度から予算が子ども育成課のほうに参りまして、なのでちょっと過去の分というのが福祉課のほうなので、過去のほうの金額は分からないのですけれども、今年度の分につきましては、予定していたよりも妊婦の数が少なかったということでの減額となっております。

◇議長(石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 110ページをお願いします。

学校給食事業なのですが、今お米、そして全ての食材費が高騰しております。そんな中での給食の食材材料費が不足しているということではありますが、提供している数が大体2,500ぐらいですか、どのくらいありますか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長（青木栄二君） 提供する数については、子供の生徒児童数のものと教職員という形になります。なので、食数的にはちょっと確認しないと、今ちょっとここでは。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 2,500としましても、1人2,500円ぐらいの補正がついているのですけれども、非常に高騰している中で、食材費が。管理栄養士さんは代替なんかを使っている献立を立てていると思うのですが、これで足りるのかなというところがあって質問です。この予算で足りるかなということで。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） それについては、栄養士と、あるいは玉村町の農家さん等々の協力を得ながら、この予算で足りております。1人、基本的には1食およそ10円から12円程度増額という形になっていて、その総額として行っております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 議案書の12ページの人間ドック検査費用の助成事業が減額になっております。たしかこれ、当初予算を組んで、そこから多分増額していると思うのですが、いわゆる増額したのは人数が増える予定だというような形で増額をしていたと思うのですが、最終的にいわゆる増額を見込んだけれども、何人受けたか、その辺ちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

当初というか、12月で補正させていただきまして、20人分増やさせていただいたのですが、実際その後伸びず、あとはキャンセルとかそういうのも出ましたので、その分で21名分、逆に今回減らさせていただいたという形になっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほどの説明の中で、補正予定量、年間有収水量と、それから1日平均有収水量がプラスになっていますけれども、この増えた要因はどういうことでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えいたします。

こちらの年間有収水量並びに1日平均有収水量ですが、こちらは年度当初に前年度実施されました

整備区域の有収水量を見込むわけですが、そちら以外にもこれまでに整備したところが粛々と増えていっているところで、予定していた量より有収水量が増えたという結果でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 17 議案第 12 号 令和 7 年度玉村町一般会計予算

○日程第 18 議案第 13 号 令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第 19 議案第 14 号 令和 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第 20 議案第 15 号 令和 7 年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第 21 議案第 16 号 令和 7 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第 22 議案第 17 号 令和 7 年度玉村町水道事業会計予算

○日程第 23 議案第 18 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（石内國雄君） 日程第 17、議案第 12 号 令和 7 年度玉村町一般会計予算から日程第 23、議案第 18 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 17、議案第 12 号から日程第 23、議案第 18 号までの 7 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和7年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

先ほど施政方針の中で述べさせていただきましたが、令和7年度の予算編成につきましては、物価や人件費等の高騰により、経常的経費の大幅な増加が見込まれる中、実勢を踏まえた適正な労務単価、資材単価等を考慮しつつ、可能な限り経常的経費の圧縮を図るとともに、新たな行政需要に対応するためにも、全職員が行政経営の視点を持って予算編成に当たりました。その結果、一般会計予算総額が過去最大の133億円となり、対前年度比7.1%増となっております。

災害対応力の強化による町民の安心、安全の確保をはじめ、きめ細やかな子育て支援や学校教育の充実、農業、商業、工業の振興、物価や人件費の高騰による経常的経費増加への対応、公共施設の長寿命化等、長期的な視点で様々な行政課題に対応できるよう、命を守り暮らしを支える、未来への安心づくり予算として、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現してまいります。

まず、歳出の主な事業でございますが、災害等の発生時における万全な情報収集、伝達を図るため、県の防災情報通信システム衛星回線の更新に1,832万4,000円、防災行政無線の導入に6,481万7,000円を計上するほか、新たに災害情報一斉伝達収集システムの導入に577万8,000円を計上し、今まで個別に対応していたメルたま、職員参集メール、たまボイス、公式LINE、町ホームページなどを一元管理するとともに、災害時において迅速かつ効率的に多様な媒体で住民に情報伝達が行える環境を整備してまいります。また、避難所等で使用する災害備蓄用トイレ等の防災資機材を計画的に備蓄するため、防災備蓄倉庫管理事業に408万2,000円を計上いたしました。

常備消防委託事業では、通常の消防委託料に災害対応特殊はしご付消防自動車や出動車両運用管理装置を更新する経費を加えた5億992万2,000円を計上するほか、非常備消防では消防団再編計画に基づく再編後の玉村分団の詰所建築工事として7,763万1,000円、芝根分団の詰所改修工事として944万円、再編後の各分団で使用する軽可搬ポンプ車の購入費等として消防車両整備事業に3,265万3,000円を計上し、地域防災力の向上と団運営の効率化を進めてまいります。

さらに小学校体育館の空調設備工事に1億8,131万2,000円を計上し、整備済みの中学校体育館と併せて、指定避難所としての機能向上を図ります。

次に、子供施策についてですが、安心して子供を育てられる環境を整備するため、町立小中学校における児童生徒の学校給食費無償化及び幼稚園児の給食費据置きを引き続き実施し、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。保育所、幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化等を合わせると、歳入免除及び歳出の総額で1億7,062万1,000円の町単独事業による子育て支援となります。

また、新たな民間保育所を誘致するため、民間保育所等整備補助事業に3,000万円を計上し、

認可保育所における待機児童解消を図るほか、令和6年度に開設したこどもまんなかセンターにじいろについては、利用者支援事業に665万7,000円、こども家庭センターに303万9,000円を計上し、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に、さらに充実した相談支援等を実施してまいります。

学校教育では、不登校の児童生徒が学校内において自分に合ったペースで学習、生活できる環境を整備するため、校内教育支援センター設置事業に1,330万円を計上するほか、小中学校教育校務用コンピューターの更新に係る経費として2億280万2,000円、芝根小学校のトイレ改修工事に5,941万1,000円、南小学校のトイレ改修の実施計画に212万3,000円、先述した小学校体育館の空調設備整備に1億8,131万2,000円を計上いたしました。また、玉村小学校及び芝根小学校につきましては、学校プールの老朽化や授業日の確保、教員の負担軽減等の観点から、民間委託を実施する費用として、合わせて226万6,000円を計上しております。

次に、地域福祉の充実として、地域における総合相談窓口である地域包括支援センターの経費に3,600万円、住民活動サポートセンターに737万8,000円、ふれあいの居場所づくり事業に170万円を計上するほか、老人福祉センターにおいては老人福祉センター改良事業として2,120万8,000円を計上し、機械浴室を多目的に活用できるフリースペースに改修し、利用者のさらなるサービス向上を図ってまいります。

また、誰もが生きやすく、尊重し合える社会の実現を図るため、障害者自立支援費として8億1,521万9,000円、児童発達支援事業に7,200万円、放課後等デイサービス事業に1億2,000万円を計上するほか、戦後80年に当たり、平和の尊さを次世代に引き継ぐため、「音楽劇ヒロシマ」の実施に50万円を計上しました。

生涯学習の推進では、町民総スポーツを推進し、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、スポーツフェスティバルの開催費用として247万6,000円、社会体育館管理運営事業に2,223万2,000円を計上するほか、総合運動公園のテニスコートの改修に88万7,000円、同公園の管理棟改修工事の実施設計に345万4,000円、さらには玉村町B&G海洋センター改修工事の実施設計に1,215万5,000円を計上し、各種スポーツ施設の計画的な長寿命化を進めてまいります。

次に、公共交通の充実につきましては、交通弱者の日常生活に必要な交通手段を確保するため、令和6年度から導入しているデマンド乗合タクシーたまGOの経費として2,848万1,000円、高齢者のタクシー利用料補助として1,243万円を計上するほか、高校生通学支援事業として310万9,000円を計上し、町外に通学する高校生の路線バス定期代の補助を実施してまいります。

また、カーボンニュートラルの実現に向け、引き続き住宅における太陽光発電システム及び蓄電池設置に対する助成金として合わせて400万円を計上するほか、環境基本計画改定事業に805万6,000円を計上し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編の改訂を行います。

次に、生活に欠かせない道路インフラにつきましては、道路舗装修繕計画推進事業に4,328万円、町道103号線道路改良事業に8,193万1,000円、町道3041号線道路改良事業に4,032万6,000円等を計上し、安心、安全な道路ネットワークの確保を図ってまいります。

また、空き家対策については、空き家活用支援事業に110万3,000円を計上し、空き家リフォーム補助金の上限引上げや、新たに空き家バンク登録奨励金を導入するほか、引き続き空き家除却補助事業に500万円を計上し、空き家のさらなる有効活用と住宅地の景観向上、居住環境の改善を図ってまいります。

次に、玉村町の魅力を最大限活用し、地域の活性化を図るため、移住定住の促進や玉村町魅力発信機構と連携した町内外への情報発信、重田家住宅の活用に関する地域おこし協力隊3名分の経費として合計で1,786万4,000円を計上するほか、玉村町魅力発信機構に関する経費として1,256万3,000円、ふるさとまつりの補助金として260万円、花火大会の補助金として1,900万円を計上いたしました。

また、国登録有形文化財重田家住宅については、施設の維持管理経費等として452万4,000円を計上するほか、地域おこし協力隊の民間企業と連携して各種イベント等を開催するため、活用事業費として54万5,000円を計上しております。

さらに、郷土芸能保存活動事業に308万8,000円を計上し、引き続き重要無形民俗文化財に指定されている地域のお祭り等への助成を行い、町の郷土芸能の保存、育成、貴重な地域文化の継承を図ります。なお、今年は歴史資料館が開館30周年を迎えるため、企画展に323万9,000円を計上し、記念事業等を実施する予定です。

次に、活気ある地域づくりとして、町民の日を町内外に周知するとともに、地元特産品の食肉と町の花であるバラを広く情報発信するため、町民の日「肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典」に50万円を計上するほか、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応し、共生社会の実現を推進するため、国際交流協会に55万円、多文化共生社会推進事業に57万9,000円を計上し、外国人を対象としたアンケート調査等を実施してまいります。

次に、町の玄関口である「道の駅玉村宿」については、地元農産物、物産品などの販売促進や、開業10周年記念イベントへの協賛を行うために427万1,000円を計上するほか、新たに開設した広域種子センターの利用者支援として472万2,000円、五料・飯倉地区農地利用活性化事業として150万2,000円を計上し、さらなる農業振興を図ってまいります。

水利施設の整備については、坂東大堰基幹水利施設保全対策事業に3,776万6,000円、土地改良施設維持管理適正化事業に1,116万8,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業に7,510万円を計上し、農業用水の安定確保に努めてまいります。

また、産業振興及び雇用機会拡大を図るため、個人版ふるさと納税奨励事業に5,966万3,000円、町内に事業所を新設、増設、移設する事業者に対する企業立地奨励金に401万円、

新たな工業団地候補地の調査検討を進めるため、新産業団地構想調査事業に937万2,000円を計上しております。

次に、行政改革、DXの推進では、ペーパーレス会議システムに545万5,000円を計上し、議会や庁内の会議等におけるペーパーレス化を推進するほか、国が進める戸籍の振り仮名記載等に対応するため、戸籍情報総合システムに6,062万4,000円を計上しました。また、行政デジタル化推進事業に203万2,000円計上し、窓口におけるキャッシュレス決済やSMSを使用した配信サービス、L o G oフォームによる申請のオンライン化、公式L I N Eアカウントによる情報発信等を引き続き進め、住民サービスの向上と行政手続の効率化を図ってまいります。

歳出の目的別内訳につきましては、商工費、土木費が減少し、それ以外の予算は増加しております。特に消防費では、消防団再編計画に基づく玉村分団、芝根分団の詰所整備や軽可搬ポンプ車の購入、防災行政無線の導入や県防災情報通信システム衛星回線の整備等により45.6%増加、農林水産業費では板井地区の水門整備、樋越堰頭首工の修繕、坂東大堰の改修工事等により18.5%増加、教育費では小中学校教育校務用コンピューターの更新等により13.6%増加しております。減少した項目としましては、土木費が道路舗装修繕計画推進事業の減等により11.3%の減少となっております。

また、性質別内訳については、ほぼ全ての項目で増加しており、特に普通建設事業費では、前述した再編後の消防団詰所整備、農業用水門や堰の整備、小学校体育館空調設備整備等により32.1%増加、扶助費では障害者自立支援費や児童手当の増及び新型コロナウイルスワクチンの定期接種化等により13.9%増加いたしました。なお、義務的経費は7.3%増加し、予算総額に対する構成比は42.8%となり、投資的経費も32.1%増加し、構成比は8.8%となっております。

次に、歳入の主なものとして、まずその根幹をなす町税では、国の定額減税が終了したことによる個人町民税の増加や、町内企業の業績見込みによる法人町民税の増加等により、町税全体で6.5%増の48億4,157万円を見込むとともに、地方交付税では地方財政計画等を考慮して推計した結果、2.4%増の21億円を見込んでおります。

そのほかの交付金等は、前年度の収入見込額と地方財政計画の伸び率等を考慮した結果、地方消費税交付金をはじめ、ほとんどの交付金で増加しましたが、地方特例交付金については国の定額減税の終了に伴い減額となり、地方交付税を除く譲与税、交付金全体としては8.3%減の12億4,243万9,000円となりました。

国・県支出金では、令和6年10月から対象が拡大となった児童手当に伴う国・県負担金の増加や、小中学校教育校務用コンピューターの更新に伴う公立学校情報機器整備費補助金の増等により7.8%増の29億2,569万2,000円を見込みました。

また、財産収入では、旧第5保育所跡地の売払い等により173.6%増の7,333万3,000円を見込んでおります。

繰入金では、過去の地方交付税の再算定において措置された臨時財政対策債償還基金費を減債基金から繰り入れるほか、芝根小学校及び南小学校のトイレ改修事業に充てるための学校教育施設整備基金の繰入れ、老人福祉センター改修事業に充てるための地域福祉基金の繰入れ及び花火大会や産業祭といった町の行事に充てるためのふるさと創生基金の繰入れ等を計上しております。また、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰入れを9億円見込むことで収支の均衡を図り、繰入金全体では30.9%増の10億3,618万円となっております。

諸収入では、土地改良施設維持管理適正化事業交付金の減少等により、5.0%減の2億1,648万2,000円となりました。

町債は、道路事業や玉村分団及び芝根分団詰所整備事業、防災行政無線整備事業、小学校体育館空調設備整備事業、芝根小学校トイレ改修事業などの財源として57.0%増の5億4,040万円を見込んでおります。

なお、歳入の性質別内訳については、町税収入の増加等により自主財源が9.0%増加し、予算総額に対する構成比は48.8%となりました。一方、依存財源は、国・県支出金や地方消費税交付金、地方交付税、町債等の増加により5.3%増加し、構成比は51.2%となっております。

以上、令和7年度の歳入については、町税に一定の伸びが見られるものの、大きく増加する歳出に対する財源を確保するため、国・県支出金や各種基金の繰入れ、町債等を最大限に活用し、収支の均衡を図りました。引き続き物価や人件費の上昇による各種経費の増加が見込まれるため、予算の執行段階においても可能な限り歳出の削減に努めるとともに、本町が継続的に発展していけるよう、未来に向けた投資を積極的に行い、行財政の効率化をより一層進め、将来にわたって持続可能な財政基盤の確保に努めてまいります。

なお、一般会計予算の内容につきましては、お配りした予算参考資料の中にも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと思います。

次に、議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,494万1,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと4.9%の減額となっております。

減額の主な要因としましては、先進医療や高額薬剤の普及、生活習慣病などの影響により、1人当たりの医療費単価は増額していますが、被保険者数の減少の影響もあり、全体としては減少傾向にあります。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税が7億3,037万2,000円、県支出金が24億6,289万3,000円、繰入金が2億4,887万6,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が24億751万4,000円、国民健康保険事業費納付金が9億5,511万2,000円、保健事業費が4,679万1,000円であります。

被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険への加入者数増加により減少傾向にありま

す。

医療機関の受診状況は、全体的には減少傾向ですが、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の1つとしましては、生活習慣病が挙げられます。生活習慣病が進行すると、脳卒中や心筋梗塞等の重篤な疾病を引き起こす可能性があります。対策としましては、伊勢崎市と連携し、糖尿病重症化予防等への取組を引き続き進めていくとともに、「健康寿命の延伸」「医療費の削減」「重症化予防」「生活習慣病予防」について重点的に取り組んでいく予定です。

国保特定健診につきましては、安心して受診していただけるよう、医療機関とも連携を密にし、取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億576万8,000円とするものです。前年度当初予算と比較しますと4.5%の増加となっております。

増額の主な要因としましては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためです。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料3億7,654万3,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を9,738万4,000円、受託事業収入1,797万5,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金4億7,382万9,000円、健康診査等事業費1,968万5,000円であります。

令和7年度も引き続き広域連合と連携を取り、円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,224万3,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと0.6%の減となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億2,295万9,000円、国庫支出金5億675万9,000円、支払基金交付金7億1,521万1,000円、県支出金3億7,880万6,000円、一般会計からの繰入金3億9,699万7,000円、基金繰入金1億円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費4,174万9,000円、保険給付費25億6,423万6,000円、地域支援事業費1億311万3,000円でございます。

なお、令和7年度は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり、今後ますます介護サービス需要が増大していくことが予想されます。高齢者の取り巻く状況を適時に把握しながら、「第

9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の下、介護保険特別会計を適正に運営し、自立支援、重度化防止に取り組むほか、地域包括ケアシステムの深化を図り、万一認知症や要介護状態になってしまったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指して、介護保険制度の持続可能性を確保してまいります。

次に、議案第16号 令和7年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ439万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものといたしましては、要支援1、2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防ケアマネジメント費収入252万2,000円、一般会計繰入金等187万7,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など、総務管理費等275万9,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が164万円でございます。

次に、議案第17号 令和7年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和7年度の業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,896件、年間総配水量を460万6,000立方メートル、主要な建設改良事業として配水管布設替工事費1億1,000万円を第2条に決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億8,716万6,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億5,574万2,000円、営業外収益が3,142万3,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億6,321万4,000円を予定しました。その主なものは、営業費用が5億3,111万3,000円、企業債利子等の営業外費用が2,981万円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入で1億540万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債が1億円でございます。

続いて、資本的収支ですが、3億5,503万3,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の1億5,895万4,000円、固定資産購入費として1億1,312万8,000円、企業債償還金の8,295万1,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する2億4,963万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条で債務負担行為をすることができる事項として、浄水場更新事業支援業務のほか2件に関し、それぞれ期間及び限度額を定め、第6条では企業債の限度額を1億円と定め、第7条では予

定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

さらに第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を4,845万3,000円、交際費を1万円と定め、第9条では棚卸資産購入限度額を1,067万2,000円と定めるとともに、第10条では重要な資産の取得及び処分として、浄水場更新事業用地7,045平方メートルを取得するものと定めるものでございます。

引き続き、経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、令和7年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済面積として789ヘクタール、年間有収水量を286万4,000立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備等工事費2億9,405万円を第2条に決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で8億5,930万7,000円を予定いたしました。その主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億4,698万1,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が5億1,232万5,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、8億2,657万6,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が7億2,891万6,000円、企業債利子等の営業外費用が9,505万9,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては5億6,860万9,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債の4億6,660万円、他会計補助金の5,624万5,000円でございます。

続いて、資本的支出ですが、8億6,553万4,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の3億7,557万7,000円及び企業債償還金の4億8,442万2,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額2億9,692万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、債務負担行為をすることができる事項として、下水道使用料改定業務委託のほか2件に関し、それぞれ期間及び限度額を定め、第6条では企業債の限度額を4億6,660万円と定め、第7条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,746万1,000円と定め、第10条では一般会計からの補助金である基準外繰入金を1億

1, 780万2, 000円と定めるものでございます。

最後になります。公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時15分に再開いたします。

午後0時11分休憩

午後2時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第17、議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 一般会計予算書の5ページをお願いしたいと思います。

5ページの歳入の繰越金、項でいいますと繰越金の3, 000万円についてでございます。昨年度も同額の3, 000万円ということで、これ決算額を見ますと5年度が4億9, 232万3, 000円、4年度が4億5, 972万2, 000円ということで、決算は標準財政規模から見れば1億円を超える額になりますので、この3, 000万円をもっと額を大きくして、1億円程度にして、その分町債の5億4, 000万円、これ57%アップだそうなんですけれども、ここを減らせば、経常収支比率が今97%程度近くいっているようなんですけれども、もっと下げられるので、この繰越金をなぜ毎年3, 000万円にしているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 繰越金についてでございますけれども、最終的には決算しまして、決算の余剰金を含めてどのくらい出るかということで、そのうちの半分は財調のほうに積み立てまして、残りの半分につきましては今でいうと7年度の補正の財源として使っております。補正につきましても、いろいろ急に必要なもの等出てきておりますので、一旦は例年3, 000万円ということで計上

をさせていただいているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 繰越金は、翌年度に繰越しする事業の財源である繰越金と、総務課長が言った決算剰余金分の繰越金に分けられますから、決算剰余金分の繰越金は大体毎年度、決算額で4億9,000万円とか4億5,000万円と言いましたけれども、半分財調に積んでも半分が使えるわけですから、やはり年度当初から繰越金の額を予算に計上して、もっと大きく1億円程度繰越金を入れて、年度当初から事業費を増やして公共インフラ事業等を施工していけば、安定的な年度末の駆け込みの施工とならなくて済みますし、その分町債を減らして、長期借入金の町債も減らすことができ、経常収支比率も向上しますので、3,000万円を頭出しでこだわることなく1億円程度にして、当初からさっき言った施工をさせるとか、町債が減りますから、その分見合い分だけ長期借入金を減らして経常収支比率を上げることができますので、こういった考えを取っていただけないのかどうか、もう一度。どうですか、総務課長か副町長あたりどちらでもいいのですけれども、答えていただけませんか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） まず、実際の決算剰余金になりますけれども、こちら繰越金は、額が決算してみないと幾らになるかはっきりした額が出ません。また、町債につきましては、ほぼ交付税の算定がされるような有利な起債をしております。繰越金につきましては、新年度の補正の財源として一旦残しておきたいということで、一旦予算上につきましては例年どおり3,000万円ということできさせていただきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ページはないのですけれども、過去最大ということですが、133億円ということで。それ、使うところがあつたということになると思うのですが、そんなに景気がいいと私は思っていないのだけれども、収入が一番増えているという、その要因というのはどこにあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 収入につきましては、極端に伸びているというところではございません。町税の全体にいたしましても、6年度と比較をいたしまして6.5%の伸びと、あとは交付金の状況につきましても若干、全体を通しますとマイナスになっているような状況ではありますが、その中でい

ろんな事業を行いながら、あとは財調のほうを6年度は7億円の取崩し予定でありましたが、7年度につきましては9億円を財調から繰り入れるというところで全体の調整をしたところでございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私、説明書の46ページを見ていたのです。そうしますと、この中で明らかに増えているというのが繰入金です。これが2億4,000万円も増えていると。あとは、町債が2億円ということで、本来ならばどこかからというか、町の貯金から下ろすのではなくてやっているのだけれども、結構町の貯金出しとか町債から約4億円も出しているということは、予算のお金を得る方向からすれば、私は大丈夫なのかなという感じがしているのですけれども、その辺はどう思いますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えをいたします。

なるべくでしたらば、貯金、財調のほうから繰り入れる額等を少なくできればよかったですと思いますが、全体的に物価高騰及び人件費等の高騰等もございまして、なかなかそういうわけにはいきませんでした。その代わり国、県等からの補助等や、また有利な起債等を活用して、財調のほうも9億円ということで7年度の予算のほうを編成させていただいたところでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第18、議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第19、議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第20、議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第21、議案第16号 令和7年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第22、議案第17号 令和7年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第23、議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和7年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了い

たします。

◇

○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第17、議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算から日程第23、議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第12号から日程第23、議案第18号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇

○日程第24 議案第19号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第24、議案第19号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第19号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年7月25日に議会のご議決をいただきました土地改良施設維持管理適正化事業滝川第二統合堰地区起伏ゲート設備整備補修工事について、変更契約を行うものでございます。

変更理由といたしましては、工事を実施する中で、現場の状況により、当初設計と比べて数量に変更が生じたことによるものでございます。

これにより、変更増金額が69万3,000円となり、変更後の契約金額は5,294万3,000円となり、令和7年2月25日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 今朝一番で定期監査報告を受けました。そのときに経済産業課から出ている工事の案件が今回7件あったということの中で、この滝川第二統合堰地区の起伏ゲート、それ以外は指名競争入札で、この1件だけ一般競争入札だったということですが、一般競争入札にした理由と、それから何社が参加したのか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問いただきました内容につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、設計額が3,000万円以上でしたので、一般競争入札とさせていただいている経緯がございます。基準としましては、3,000万円を超えた工事につきましては一般競争入札という、そういった決まりの下、入札が執行されているものと思います。

一般競争入札で応募のございました企業数は3社でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） その3社に対して、例えば図面だとか現場説明だとか、どういう形を経て入札したのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

こちらの工事につきましては、現場説明等は行わず、単抜きの設計書と、製作しました図面を基に応札していただく、そんな段取りでございました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 工事が始まって、もう既に3月で終わるとか、こんな話のようなのだけれども、この短期間の中で金額的には69万3,000円ということで少額なのだけれども、これは入札前に把握できる状況ではなかったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

設計の段階では、現場を見てある程度想定した数量を基に設計書、それから図面のほうを製作するのですが、水門工事というところもございまして、水がかんがい期を過ぎて、その後実際に水がなくなった段階で現場に入って、頭首工の劣化状況、そういったものを現場にて把握する必要がございました。ですから、当初の設計の数量と現場に入って実際に実施するに当たっての数量にちょっと差異が出た、そんな状況でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第20号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 日程第25、議案第20号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第20号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度の中学校の教科用図書の改訂に伴い、町立中学校で使用する教師用教科書及び教師用指導書を購入するとともに、町立小学校で使用する国語の指導者用デジタル教科書を購入するものです。

内訳といたしましては、中学校の教科書及び指導書につきましては、玉村中学校では教科書92冊、指導書61冊、南中学校では教科書87冊、指導書54冊となります。また、小学校の国語の指導者用デジタル教科書につきましては、小学校各校において6冊ずつとなります。

なお、契約の方法につきましては、特命随意契約とし、契約の相手方は教科書取扱書店、群馬県前橋市駒形町159番地3、有限会社岡崎書店、取締役、岡崎紘一。買入れ価格は、消費税込み843万5,872円であります。

本財産の取得に当たりましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第26 議案第21号 町道路線の廃止について

◇議長（石内國雄君） 日程第26、議案第21号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第21号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。今回の廃止路線数は4路

線、延長3, 282.54メートルとなっております。

内容は、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地造成事業に伴い、線形変更された道路を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第27 議案第22号 町道路線の認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第27、議案第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第22号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

今回の認定路線数は5路線、延長3, 227.05メートルとなっております。

内容は、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地造成事業に伴い造成された道路及び開発行為により帰属された道路を新規認定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第28 議案第23号 町道路線の変更について

◇議長（石内國雄君） 日程第28、議案第23号 町道路線の変更についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第23号 町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度道路台帳補正における変更に係るものでございます。

今回の変更路線数は1路線、延長451.73メートルとなっております。

内容は、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地造成事業に伴い、道路の終点を変更するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 29 議案第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君） 日程第 29、議案第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、道路管理の瑕疵に起因した事故の件について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

事故発生当時の状況ですが、令和 6 年 10 月 30 日午後 2 時頃、町道 3546 号線を走行中に、上福島 784 番地先の下水道マンホールの段差によって車両底部を損傷したものであります。

損害賠償額であります。車両の修理費用の一部として 9 万 2,345 円を支払い、示談し和解するものであります。

なお、この損害賠償額は、町が加入している保険で全額補填されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、3月5日から9日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月10日は午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後2時43分散会